

**神奈川県立横浜修悠館高等学校**

**いじめ等防止基本方針**

**～「いじめを許さない」学校づくり～**

平成 26 年 4 月 1 日

# 「いじめを許さない」学校づくりをめざして

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 【本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢】

本校は、開校以来、  
「安全安心な学習環境づくり」を学校目標に掲げ、努力してきた。

学校は本来、「学びの場」である。  
学ぶ意欲を持って通ってくる仲間を邪魔する行為を、  
私達は絶対に許さない。  
授業妨害や指導無視等、学校の秩序を乱す行為を、  
私達は絶対に許さない。  
とりわけ、仲間を脅かす「暴力」行為や「いじめ」行為を、  
私達はいかなる理由があろうとも、許すことはできない。

### 【いじめの禁止、学校及び職員の責務】

「いじめ」は卑劣な人権侵害行為である。  
「いじめ」は他者の尊厳を侵す、あってはならない行為である。

しかし「いじめ」は、なくなることはない。  
人が人と関わり合う以上、「いじめ」は必ず起こる。  
哀しいことに、どんな学校でもどんな社会でも、「いじめ」は存在する。

「いじめのない学校」は存在しない。  
だが、「いじめを許さない学校」はつくることできる。  
だからこそ私達職員は、「いじめ」と戦う。

私達職員が「いじめ」と戦う姿勢を示すことによって、  
生徒自身にも「いじめ」と戦う勇気が生まれる。  
「いじめを許さない生徒」「いじめと戦う生徒」を育てることができる。  
学校内において、学校外において、やがて巣立っていく社会において、  
「いじめ」「暴力」「虐待」「差別」等の人権侵害行為を許さない人物を育てる。  
それこそが私達職員の切なる願いである。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止ならびに早期発見のための取組み

本校は通信制高校であるため、全日制課程や定時制課程に比べ、

- a. 生徒相互が交流する場が少ない
- b. 教員が生徒に接する機会が少ない

という特色を持っている。

a. は、「いじめが起こりにくい」環境のようにも見えるが、一方で（教員の目の届かないところで）「いじめが潜在化しやすい」環境とも言える。

一方、b. は、「いじめを発見しにくい」「いじめを相談しにくい」環境ともなりかねない危険性をはらんでいる。

私達は、本校の特色・現状を踏まえた上で、常に危機意識を持って、「いじめ等防止」にあたらなければならない。

そのため本校では、次に掲げる6項目を、「いじめ防止」「いじめ早期発見」の柱として取り組んでいく。

#### I. 全職員体制による「見守り・声かけ行動」の組織化

授業期間中、全職員による正門立ち番・ラウンジ当番・校内外巡回を実施する。

#### II. 相談体制の充実

相談専用回線「悠コール」、メールによる「個別相談」システム、担任以外にも相談できる先生を選べる「メンター制度」、月5回の「スクールカウンセラー」来校日設定、など、「相談しやすい環境」を整備する。

#### III. 啓発文書の配付

「横浜修悠館通信」を毎月、活動生徒全家庭に郵送する。特に通信紙の同封物を通じて、家庭への情報提供を恒常的に行う。

#### IV. アンケートにもとづいた「聞き取り調査」の実施

アンケートはできるだけ簡略・手軽に提出できるよう工夫し、記載のあった者への「聞き取り調査」を詳細に行うことにより、いじめの兆候を把握し、早期発見につなげる。

#### V. 「いじめ」に特化しない職員研修会

いじめの態様は日々変化していく。固定された「いじめ像」にとらわれることのないよう、必ずしも「いじめに特化しない」職員研修会を開催することで、職員の「いじめに対するアンテナ」を高く設定する。

#### VI. 生徒にとっても職員にとっても「安全・安心な学習環境づくり」の徹底

職員の安全を守れない学校では、生徒の安全を守れるはずがない。職員が毅然とした態度で生徒に臨めない学校では、生徒が安心して職員に相談することができない。「安全・安心な学習環境づくり」を徹底することで、いじめの起きにくい、いじめを相談しやすい環境を整えていく。

## (2) いじめの早期解決のための取組み

「早期解決」に必要なことは、「早期対応」である。  
しかしその早期対応が、単独行動になってはいけない。  
可能な限り速やかに、しかし常に「チーム」で情報共有と意思統一を図りながら「早期解決」に向けての「早期対応」を行うべきである。  
その際心がけるポイントを、次に列記する。

- 詳細な聴き取りによる事実確定
- 被害生徒および家庭への「必ず守る」というメッセージ発信
- 加害生徒および周辺生徒への毅然たる指導
- 「いじめ」に至った原因究明と解決
- 外部機関との連携
- 事態解決後の見まもりと、再発防止への検証

一刻も早く事態を解決し、被害生徒が安心して学習できる環境を整えることが肝要である。

## (3) インターネット上のいじめへの対応

「いじめ」の態様は、常に変化する。  
かつては教室内での落書きや中傷文書の類が数多く見られた。現在でも、子どもたちの行動の本質は変わらないが、誹謗・中傷の舞台は、その大半がネット上で展開されるようになってきている。  
さらに、「ネットいじめ」の態様は、日々変化していく。  
初期はメールでの「けんか」に近いやり取りが多く見られたが、10年ほど前から「ネット掲示板」での匿名での中傷が頻発するようになった。現在では、SNSでの問題が中心となっているが、その主舞台は mixi から facebook、そして LINE へと目まぐるしく変化していった。  
「子どもたちの行動の本質は変わらない」という認識に立つとともに、「子どもたちの行動の態様の変化に対応できるフットワークを備える」という「即時性」が求められている。

- 生徒を取り巻くネット環境について、職員へ随時情報提供・研修会開催
- 啓発文書の配付（毎月郵送する「横浜修悠館通信」に同封。全家庭へ発送。）
- 特に新入生保護者・生徒に対して、ソーシャルメディアについての啓発講座

### 3 「いじめ等 防止・対応チーム」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等 防止・対応チーム」を設置し、**隔月開催**する。

いじめと疑われる**相談・通報があった場合には、会議を緊急開催**する。

#### (1) 「いじめ等 防止・対応チーム」の構成

##### 【構成員】

##### 中核メンバー

- 本校 管理職 1名（教頭）
- 本校 生徒活動支援グループより2名（グループリーダー、生徒指導班長）
- 本校 教育相談・学習支援グループより2名（グループリーダー、養護教諭）
- 本校 教育相談コーディネーター

（上記2グループ以外の者。年度により人数は異なる。）

##### 参与メンバー

- 事案内容により、学校長が必要と判断した場合、教育委員会と協議し、スクールカウンセラー等、第三者を「参与メンバー」として任命する。

##### 【開催形態と回数】

- 「中核メンバー」の会合は、隔月の定期開催と、事案発生時の随時開催。
- 必要に応じて、「参与メンバー」も参加する会合を開催。

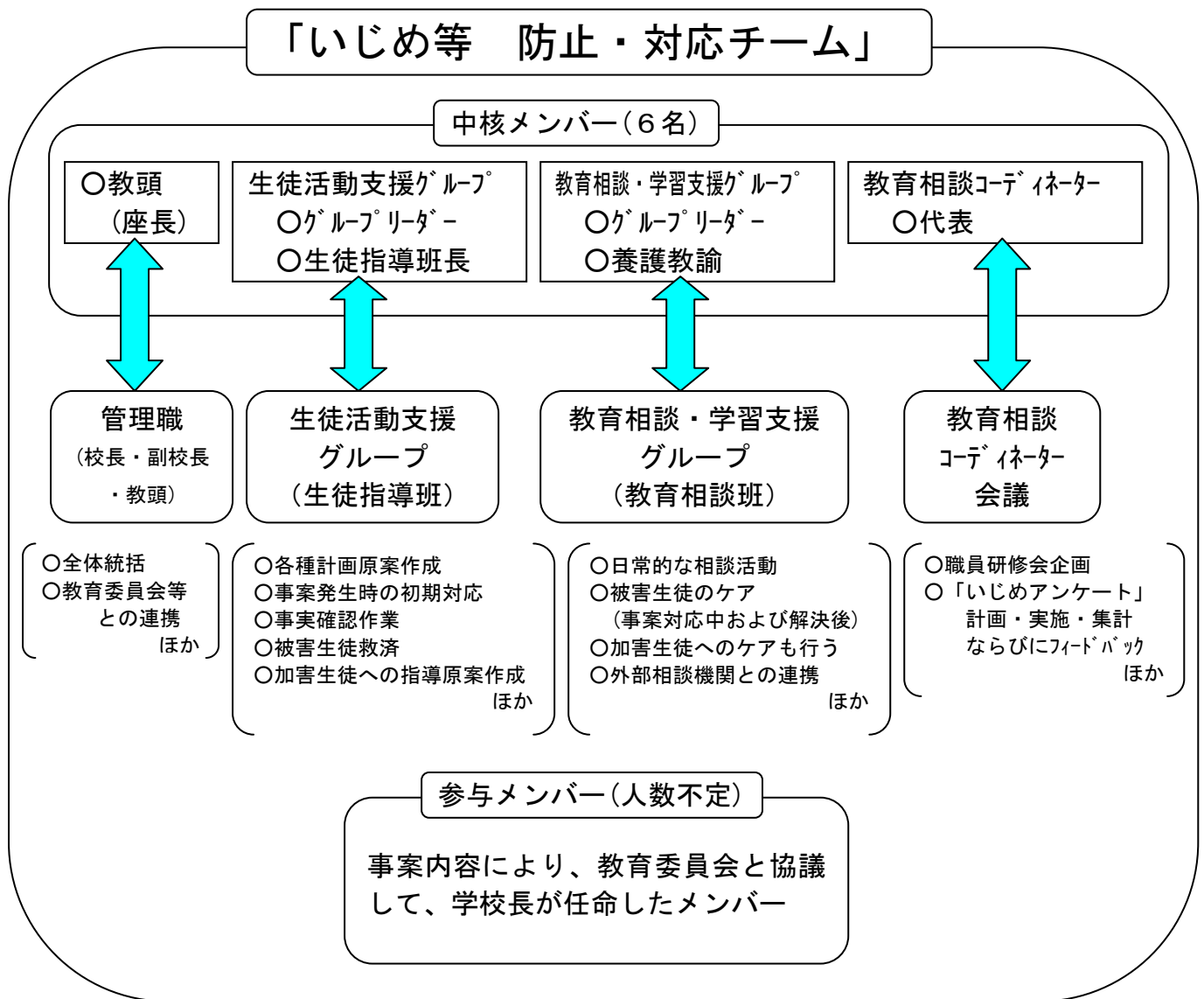
#### (2) 活動内容

##### 【「中核メンバー」と「参与メンバー」の役割分担】

- 「中核メンバー」（隔月の定期開催と、事案発生時の随時開催）
  - ・年間活動計画の立案ならびに確定
  - ・「いじめアンケート」等、未然防止・早期発見事業の実施
  - ・事案発生時の調査ならびに解決（主として生徒活動支援グループが対応）
  - ・被害生徒のメンタルケア（主として教育相談・学習支援グループが対応）
  - ・職員研修会の開催（主として教育相談コーディネーターが対応）
- 「参与メンバー」
  - ・必要に応じて意見提示

##### 【趣旨説明】

- 必要に応じて「参与メンバー」からの視点での意見をいただくことにより、本校の「いじめ等 防止・対応」の取り組みを、より実効性のあるものにしていく。
- 「中核メンバー」の会合を随時行うことにより、活動の機動性を高めていく。



### (3) 活動計画

- 4月 ○当該年度の「基本方針」「マニュアル」を、全職員で確認・周知  
 ○「防止・対応チーム」顔合わせ（年間計画確認）  
 ○「参与メンバー」への「基本方針」「マニュアル」提示
- 前期 ○「いじめアンケート」実施・集計・聴き取り調査 ○職員研修会
- 9月 ○前期振り返り，後期計画確認 ○職員研修会
- 後期 ○「いじめアンケート」実施・集計・聴き取り調査 ○職員研修会
- 3月 ○年間振り返り ○「参与メンバー」からの意見聴取  
 ○「基本方針」「マニュアル」改訂

## 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ等 緊急対策チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

### (1) 「いじめ緊急対策チーム」の構成

#### 【構成員】

##### ○初期対応要員

- ・ 生徒活動支援グループの生徒指導班が中心
- ・ 本校の関係各職員が加わる（例：該当生徒の担任・部活顧問 等）

##### ○長期対応ならびに検証要員

- ・ 3－(1) 「いじめ等 防止・対応チーム」構成員
- ・ 必要に応じ、県教育委員会と相談しつつ、専門各機関との連携  
(例：警察、県警少年相談保護センター、県教育相談センター、  
児童相談所、医療機関、その他)

### (2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出